

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業

審査講評

令和5年6月30日（金）

箱根町

目 次

1. 箱根町可燃ごみ中継施設等整備・運営事業事業者選定委員会	1
2. 審査方法	2
(1) 参加資格審査	2
(2) 競争的対話	2
(3) 提案審査	2
(4) 総合評価（優先交渉権者の選定）	2
3. 委員会の開催経過	3
4. 審査結果の概要	4
(1) 応募者	4
(2) 参加資格審査	4
(3) 資格審査結果の通知	4
(4) 基礎審査	5
(5) 非価格要素審査	5
5. 審査結果一覧	6
(1) 価格審査点の算出	10
(2) 評価点の算出及び優先交渉権者の選定	10
6. 総評	11

1. 箱根町可燃ごみ中継施設等整備・運営事業事業者選定委員会

箱根町（以下「本町」という。）は、箱根町可燃ごみ中継施設等整備・運営事業における事業者の選定にあたり、専門的意見に基づき公平かつ客観的な審査を実施するため、箱根町可燃ごみ中継施設等整備・運営事業事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置した。委員会を構成する委員は以下のとおり。

氏 名	所属・職名	構 成
のもと 野本 おきむ 修	西村あさひ法律事務所 弁護士	有識者 (委員長)
いとう 伊藤 かずお 和生	箱根町副町長	行政関係者 (副委員長)
こばやし 小林 じゅん 潤	工学院大学 工学部 機械工学科 教授	有識者
ざ ま 座間 つよし 毅	箱根町環境整備部部長	行政関係者
た な か 田中 あきら 晃	神奈川県県西地域県総合センター 環境部長	行政関係者
むらやま 村山 いちろう 一郎	箱根町総務部長	行政関係者

(五十音順、敬称略)

2. 審査方法

本事業者選定における審査方法は以下のとおりである。なお、審査にあたっては、応募グループに名前を付けた上で、審査資料を審査し、応募者の匿名性を確保した。

(1) 参加資格審査

参加資格審査では、応募者からの参加資格申請書等について、公募説明書で示す参加資格要件の確認を事務局にて実施した。

(2) 競争的対話

発注者の意図が応募者に伝わり、その意図が提案書に反映されるように「本町の求める要求水準の確認」、「事業のリスク構造の明確化」といった観点から、応募者から提出された提案概要書に基づき、事務局と応募者で実施した。

(3) 提案審査

1) 基礎審査

応募者から提出された提案書について、要求水準等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を事務局にて実施した。

2) 非価格要素審査

基礎審査を通過した応募者を対象に、非価格要素提案書について、提案内容に関する理解を深めるため、委員会によるヒアリングを実施し、非価格要素審査を行った。

3) 価格要素審査

応募者より提出された価格提案について、優先交渉権者選定基準書に記載されている価格要素審査の採点方法に基づき、価格要素審査を行った。

(4) 総合評価（優先交渉権者の選定）

非価格要素審査点と価格審査点の合計値を評価点とし、評価点の最も高い応募者を優先交渉権者として選定した。

3. 委員会の開催経過

委員会の開催経過等は、以下に示すと通りの日程により実施した。

委員会の開催経過等

日 程	内 容
第1回 事業者選定委員会 (事業概要書(案)、要求水準書(案)の審議)	令和4年7月13日 (水)
第2回 事業者選定委員会 (要求水準書(案)、公募説明書(案)、優先交渉権者選定基準書(案)の審議)	令和4年8月23日 (火)
第3回 事業者選定委員会 (要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準書(案)、様式集(案)、基本協定書(案)、建設工事請負契約(案)、運營業務委託契約(案)の審議)	令和4年9月22日 (木)
公募の公告	令和4年10月11日 (火)
募集要項の配布開始	令和4年10月11日 (火)
現地視察期間	令和4年10月24日 (月) ～ 令和4年11月7日 (月)
資格審査に係る質問の受付締切	令和4年10月21日 (金)
資格審査に係る質問への回答	令和4年10月28日 (金)
資格審査申請書の受付締切	令和4年11月11日 (金)
資格審査の実施	令和4年11月17日 (木)
資格審査結果の通知	令和4年11月17日 (木)
募集要項に関する質問受付締切	令和4年12月2日 (金)
募集要項に関する質問への回答	令和4年12月16日 (金)
提案概要書の受付締切	令和4年12月23日 (金)
競争的対話の実施	令和5年1月19日 (木)
非価格要素提案書・価格提案書等の提出	令和5年2月17日 (金)
基礎審査の実施	令和5年3月24日 (金)
第4回 事業者選定委員会 (非価格要素及び価格審査、総合的な評価の実施、優先交渉権者の選定等)	令和5年5月18日 (木)

4. 審査結果の概要

(1) 応募者

令和4年10月11日に公告及び募集要項を公表した本事業は、1社の応募グループから参加資格審査申請書類が提出された。

(2) 参加資格審査

公募説明書で示した参加資格を応募者が満たしていることを以下に示すとおり確認した。なお、参加資格審査は事務局において実施した。

項 目	応募グループ
応募者の共通参加資格要件	合 格
設計・建設工事（中継施設転用工事）を行う企業の要件	合 格
解体土木工事を行う企業の要件	合 格
長期包括運営委託事業を行う企業の要件	合 格

(3) 資格審査結果の通知

令和4年11月17日に資格審査結果を通知し、本町が応募者グループ名（サンショウバラグループ）を設定し、委員会は匿名により審査を行った。

(4) 基礎審査

応募者から選出された提案書に記載された内容が、優先交渉権者選定基準書に示す基礎審査項目を満たしていることを審査した。

その結果については、以下に示すとおりである。

項 目	サンショウバラグループ
【提案書類の審査】 ・必要である提案書類が揃っているか ・提案書類において書類間での整合が図れているか	合 格
【提案書類と要求水準書の適合性】 ・要求水準を満たした技術提案がされているか ・業務計画書内の金額の整合が図れているか ・要求水準書及び契約条件を遵守しているか	合 格

(5) 非価格要素審査

1) 審査項目の判断基準及び評価点の算出方法

応募者から提出された非価格要素審査に関する提出書類をもとに優先交渉権者選定基準書に示す審査項目について、以下に示す判断基準及び評価点の算出方法にしたがって、提案内容を得点化した。

評価	評価内容	採点の算出方法
A	特に優れている	項目ごとの配点×1.00
B	A と C の中間	項目ごとの配点×0.75
C	優れている	項目ごとの配点×0.5
D	C と E の中間	項目ごとの配点×0.25
E	要求水準を満たす程度	項目ごとの配点×0.00

5. 審査結果一覧

非価格要素審査結果は以下に示すとおりである。

評価項目		評価の視点		配点	採点結果 (サンショウ バラグループ)
①事業全体に対する事項					
(1)	事業実施体制の 考え方	ア	本事業を確実に実施するための体制について、代表企業、構成員、協力企業はそれぞれの経験、実績に基づいた適切な役割分担で計画されているか、また事業期間中の顕在するリスクに対して、対応策が具体的に提案されているか。	10.0 点	7.1 点
②安全、安心で安定稼働ができる施設					
(1)	中継施設転用 工事及び解体土 木工事の考え方	ア	令和 7 年 9 月 30 日までごみ焼却施設を稼働させることをふまえ、仮設工事、整備工事及び解体工事等の工事計画が具体的かつ従来のごみ処理機能を損なわないような動線計画、作業計画について、優れた提案がなされているか。	10.0 点	7.9 点
		イ	計画ごみ質及び年間搬入実績をふまえ、ごみ量、ごみ質（単位体積重量、含水率）の変動に対応するための設計上の工夫について優れた提案がなされているか。	5.0 点	4.0 点
		ウ	ダイオキシン類の拡散防止対策（大気、土壌、排水等を含む）及びアスベスト含有物の対策について、具体的に提案されているか。	5.0 点	3.6 点
(2)	施設運用時に おける利用者へ の配慮	ア	搬入物の持込や料金支払い等、施設を利用する市民の利便性に配慮した優れた動線計画や工夫が具体的に提案されているか。	5.0 点	3.4 点
(3)	ごみ量変動に 対する年間稼働 計画の考え方	ア	計画ごみ質（単位体積重量、含水率）及び年間搬入実績をふまえた年間稼働計画（運転時間の延長、人員増加の考え方、維持補修計画など）が具体的に提案されているか。	5.0 点	3.4 点

評価項目		評価の視点		配点	採点結果 (サンショウ バラグループ)
③環境負荷の少ない施設					
(1)	脱炭素社会に向けた考え方	ア	CO ₂ 排出量を最小化するための方策（省エネルギー機器及び運搬車の採用、運営期間中のCO ₂ 削減策等）について、優れた提案がなされているか。	5.0 点	2.5 点
(2)	騒音、振動、悪臭抑制対策の考え方	ア	騒音、振動、悪臭抑制対策について、設計面及び運営面において具体的かつ優れた提案がなされているか。	10.0 点	7.5 点
④循環型地域社会の実現に貢献する施設					
(1)	効率的かつ経済的な運搬計画の考え方	ア	箱根町と湯河原美化センター間における運搬計画について、効率的（運搬回数、頻度を最小化する取組、混雑時間を避けた運搬計画等）かつ経済的（車両台数を最小化するための計画、燃料費削減等）に優れた提案がなされているか。	5.0 点	5.0 点
⑤地域経済への貢献					
(1)	地域経済への貢献	ア	事業期間を通じて地域企業や地域人材の活用について、積極的かつ具体的な提案がなされているか。	10.0 点	5.8 点
合計				70.0 点	50.2 点

評価項目	評価
①事業全体に関する事項	
(1)事業実施体制の考え方	・PDCA サイクルについて、誰がどのように実施するのかという説明があり、具体的な提案がされた点を評価した。
②安全、安心で安定稼働ができる施設	
(1)中継施設転用工事及び解体土木工事の考え方	・既存焼却施設停止後も仮設搬出設備を設置することで従来のごみ収集機能を損なわないような工事計画、また搬出入車両動線と工事エリアを確実に分けし、安全性を確保した導線計画が提案された点を評価した。 ・応募者の豊富な実績に基づき、ごみ質・ごみ量の変化に伴い発生する課題とそれに対する解決策について具体的な提案がされた点を評価した。 ・ダイオキシン類対策について、解体対象物撤去の際に、事前調査・モニタリングを実施することでダイオキシン類等の有害物質の拡散防止を十分に講ずる具体的な提案がされた点を評価した。
(2)施設運用時における利用者への配慮	・構内標識・案内看板の設置、直接搬入者が降車することなく料金支払いを可能にする等、施設を利用する町民の安全性・利便性に配慮した具体的な提案がされた点を評価した。
(3)ごみ量変動に対する年間稼働計画の考え方	・応募者の豊富な実績に基づき、箱根町の地域性を考慮した年間稼働計画の提案がされた点を評価した。
③環境負荷の小さい施設	
(1)脱炭素社会に向けた考え方	・省エネルギー機器の採用等、CO₂排出量の削減に向けた具体的な提案がされた点を評価した。
(2)騒音、振動、悪臭抑制対策の考え方	・既存施設機器の補修・更新に関し騒音、振動、悪臭対策を十分に考慮した提案がされた点を評価した。

評価項目	評価
④循環型地域社会の実現に貢献する施設	
(1) 効率的かつ経済的な運搬計画の考え方	・ 応募者の豊富な実績に基づき、合理的、経済的かつ無理のない運搬計画が具体的に提案された点を高く評価した。
⑤地域経済への貢献	
(1) 地域経済への貢献	・ 地元企業への発注や地元雇用が提案された点を評価した。

(1) 価格審査点の算出

価格審査点の算出結果は以下に示すとおりである。価格審査点は、優先交渉権者選定基準書に基づき、提案価格について得点化を行った。

価格審査点の算出結果

項 目		サンショウバラグループ
提案価格（消費税込み）		7, 898, 000, 000 円
内 訳	（施設建設費）	3, 308, 228, 000 円
	（運営費）	4, 589, 772, 000 円
価格審査点		30.0 点

$$\text{価格審査点} = 30\text{点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$

(2) 評価点の算出及び優先交渉権者の選定

「優先交渉権者選定基準書」に従って、以下に示すとおり評価点を求め、サンショウバラグループ(代表企業：神鋼環境ソリューション株式会社)を優先交渉権者として選定した。

項 目	サンショウバラグループ
非価格要素審査点	50. 2 点/70.0 点
価格審査点	30. 0 点/30.0 点
評価点	80. 2 点/100.0 点

【優先交渉権者】

応募者名	サンショウバラグループ
代表企業	株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社
構成員	テスコ株式会社 横浜支店
協力企業	新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部

6. 総評

本事業は、既存の焼却施設の建屋を有効に活用し、経済的かつ広域内の安定したごみ処理を確保するため、既存施設を廃棄物運搬中継施設に転用し、また、剪定枝等ストックヤードを整備し、併せて長期包括運営委託事業の導入により日常の適正な運転維持管理と廃棄物の運搬を行い、効率的な廃棄物の運搬と施設運営のさらなる効率化を図ることを目的としている。

本事業を進めるうえで、本町が以下の5つの施設整備・運営コンセプトを掲げ、委員会ではこの施設整備・運営コンセプトをもって評価基準、方法等を定め、優先交渉権者選定のための審査を実施した。

- ・安全、安心で安定稼働ができる施設
- ・環境負荷の少ない施設
- ・循環型地域社会の実現に貢献する施設
- ・周辺環境と調和する施設
- ・経済性に優れた施設

今回、委員会が優先交渉権者選定基準書に基づき厳正なる審査を行った結果、公募型プロポーザルに参加されたサンショウバラグループの提案は、本事業の抱える特性を的確に捉えた上で、実績や経験に基づいた優れたものと認められたことから、「株式会社神鋼環境ソリューション東京支社」を代表企業とする、サンショウバラグループを優先交渉権者に選定した。

サンショウバラグループの提案は、本町の期待する創意工夫と事業の効率性を両立していると評価されたものであり、特に「工事工程を整理し、具体的かつ従来のごみ収集機能を損なわない工事計画と動線計画」、「応募者の豊富な実績に基づいた合理的で経済的な、かつ無理のない運搬計画」が高く評価された。一方で、委員会の審議においては、以下に示す要望事項が挙げられた。

- (1) 事業期間を通じて、ダイオキシン類等の有害物質、騒音・振動・悪臭対策を最大限講じ、近隣住民に常時配慮すること。
- (2) 事業期間を通じて、CO₂排出量を最小化するよう環境配慮に努め、脱炭素社会に向けた取組を積極的に実施するよう努めること。
- (3) 事業期間を通じて、労働災害が発生しないよう、作業員や施設利用者への安全確保に努めること。
- (4) 事業期間を通じて、支障等が生じた場合には、本町と連携し、速やかに適切な対応をもって改善実施に努めること。
- (5) 地元雇用や地域活用を確実に実現し、更なる地元企業等の活用のほか、その他の地域貢献に資する活動を行うよう、より一層の検討に努めること。

近年、廃棄物処理施設の広域化・集約化による中間処理での効率的な廃棄物処理が求められているが、一方で広域化に伴う収集運搬の長距離化による二酸化炭素排出量の増大といった環境への影響も懸念されている。

本事業では、本町の特性・状況を踏まえ、可燃ごみ中継施設の整備・運営を実施することで、中継施設の活用を通して広域化に伴う悪影響の懸念を縮小し、更なる循環型社会の構築に寄与することが期待される。

本事業は類似事例が少ない中での実施となるが、サンショウバラグループには本事業が優れた先進事例となるよう、上記の要望事項等について、本町と十分な協議を行い、真摯な対応に努め、質の高い公共サービスの提供に資することを要望する。